

日本のマネロン対策、次の一手

【連載】第15回・完

金融機関と当局は 何をすべきか



KPMG/あずさ監査法人
金融アドバイザー事業部
エグゼクティブ・アドバイザー
尾崎 寛

マネロン対策の重要性

わが国における2022年の特殊詐欺の被害額は371億円で、8年ぶりに増加に転じた(注1)。クレジットカードの不正利用による被害額も436億円となり、過去最悪となった(注2)。両者を合計した被害額は807億円に上る(注3)。

このような膨大な金額が犯罪者等の資金源となり、新たな犯罪を生み出している可能性がある。これだけでも違法収益等の検知や剥奪、被害回復といったマネロン等対策の重要性が分かるはずだ。

るはずだ。

また、マネロン等対策は、抜け穴となるような国・地域をくくつてはいけないとの観点から、国際的な要請となっている。FATF勧告等を参考にしながら、官民で連携し、国際的な水準のマネロン等対策を構築することは、わが国の国際公約でもある。さらに、マネロン等対策は、金融機関や特定事業者にとって経営課題である。特に、銀行等にとっては、金融犯罪等による違法収益の通り道となっている「売買された口座」、いわゆる「トンネル口座」の検知と、フィッシングをはじめとするネット上でのサイバー犯罪への対応は喫緊の課題である。

金融機関が直面する課題

金融機関は、特殊詐欺やクレジットカード不正利用の増加に見られるようなマネロン等リスクの高まりに対して、日々の業務の中で、直面するリスクをどのように特定・評価し、リスクを低減するかという課題に直面している。

まず、経営陣にとって重要なことは、担当部署任せにせず、自らがさらされている金融犯罪被害の状況、凍結要請、捜査関係情報照会状況、疑わしい取引届出の状況等を適時適切に報告させ、把握・理解し、リスク低減策を指示し、さらに効果検証を行うこと(PDCAサイクル(注4)の実施)である。

特に行うべきは、トンネル口座や架空名義口座の把握・検知・報告・取引制限などのリスク低減措置を講じるため、継続的顧客管理、取引モニタリングの高度化などの措置を、IT技術なども活用しながら、リスクの程度に応じて実施できる体制を構築することである。同時に、24年3月までの金融庁マネロン・ガイドラインへの対応期限を順守するために、今から何を行うべきかを把握し、速やかに経営課題として実施することも必要だ。

さらに、中長期的な対応を可能とする、組織、人員確保・育成、取引モニタリング・システム等の共同化、ITや人工知能(AI)等を活用した合理化なども、経営課題として検討することが重要である。特に、継続的顧客管理(実質的支配者の把握を含む)、全顧客のリスク評

価の見直しは、顧客の理解と協力を得た上で、金融機関と顧客の両者において負担が増加しないよう、継続的・持続的に実施する必要があり、官民連携を通じたリスクベース・アプローチの徹底等、マネロン等対策のさらなる高度化が必要である。

また、北朝鮮やロシアをはじめとする制裁対象国が関連する取引に金融機関が巻き込まれないよう、今まで以上に顧客の商流や資金の流れ、そして、実質的支配者の把握と取引スクリーニング・システムを活用した検知機能の向上が必要である。

第5次対日審査を見据えた対応

第5次対日相互審査においては、リスクベース・アプローチの徹底に加えて有効性検証（I O）のウェイトがさらに高くなることが想定される。それとともに、特定事業者においてはリスクの特定・評価、および、リスクの低減策の実効性、当局では検査数や行政処分の実績、担当者の人員数推移もチェックされるなど、より結果志向的審査

になる可能性がある（注5）。

有効性検証は、関連する法令等が整備されていることを前提に評価されるため、第4次対日相互審査において法令等整備状況（TC）に関する評価が低かった勧告の評価をできるだけ引き上げておくことが必要だ。昨年未の犯罪収益移転防止法等の改正（22年臨時国会）を経ても評価が上がらないとみられる勧告は、勧告8（NPO法人）、勧告12（PEPs）、勧告24・25（法人と信託等の実質的支配者の透明性）、さらに、勧告22・23、28（非金融業者・職業専門家（DNFBPs）に関する監督等）だ。有効性検証において、DNFBPsは、一つの独立した項目となる見込みである（注6）。

これらは極めて重要な変更であり、今後は、非金融分野においても、官民の取り組みを強化していく必要がある。しかも、関係省庁と各特定事業者が、バラバラに対応しては、決して達成できるものではなく、今まで以上に省庁間連携と官民連携を推進し、戦略的に取り組ま

なければならぬ。

特に、NPO法人を含む、DNFBPsの予防措置に関する有効性は、監督当局や関係官庁の連携に加えて、金融・非金融をまたいだかたちでの官民連携の枠組みを、より一層強化し、戦略的に取り組む必要がある。日本の第5次相互審査のスケジュールは、早ければ26年に開始される可能性がある（注7）。残された時間は、多くはない。

（注）1 警察庁「令和4年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」

2 日本クレジット協会「クレジットカード不正利用被害の集計結果および数値の訂正について」（23年3月）

3 こども家庭庁「令和5年度こども家庭庁関連予算概算要求のポイント」によれば、「保育士・幼稚園教諭等に対する収入を3%程度（月額9000円）引き上げ」で926億円の予算を見込んでいた。単純比較できるものではないが、保育士・幼稚園教諭等に対する収入増の予算の約9割を賄える金額となっ

ていることを考えれば、その金額がいかに大きいか分かる。

4 金融庁「マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」21～23ページ

https://www.fsa.go.jp/common/law/amlet/211122_amlet_guidelines.pdf

5 "Report on the State of Effectiveness and Compliance with the FATF Standards"

<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/FatfGeneral/Effectiveness-compliance-standards.html>

6 "FATF 5th-Round-Revised-Methodology" (not yet effective) <https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/5th-Round-Procedures.html>

7 現在、25年4月以降に行われる7カ国（ベルギー、マレーシア、オーストリア、イタリア、シンガポール、カナダ、トルコ）のスケジュールが公表されている。

<https://www.fatf-gafi.org/en/calendars/assessments.html>